

豊浜こども園給食調理業務委託プロポーザル 第2次審査実施要領

(1) 最優秀提案者の決定

第1次審査で選定された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委託業者選定審査基準に基づき審査・評価する。

観音寺市立保育施設給食調理業務委託業者選定委員は、審査に係る提出書類に記載された内容及びプレゼンテーションの内容を評価・採点し、出席した選定委員の評価点の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。

ただし、評価点の合計が最も高い提案が2事業者以上あるときは、見積金額の最も低い提案者を上位とする。見積金額が同価である場合はくじ引きとする。提案者のうち1者も得点の合計点が6割に達しない（200点満点のうち120点未満）場合は、本プロポーザルを中止とし、その旨を全提案者へ通知する。

(2) 審査方法

各選定委員は、委託業者選定審査基準に基づき、各提案について審査し、下表評価係数による5段階評価で採点する。

評価	評価係数	評価得点
A	1.0	各評価項目の評価得点は、評価配分に評価係数を乗じたものとする
B	0.8	
C	0.6	
D	0.4	
E	0.2	

※下記①～④の評価項目については、豊浜こども園給食調理業務委託プロポーザル第1次審査実施要領（3）①～④で示す評価得点とする。

- ① 経営状況に関する評価
- ② 業務実績等に関する評価
- ③ 事業所等に関する評価
- ④ 見積金額に関する評価